

## 公開講座『心理学における多様性尊重のガイドライン (第1版)』 (公益社団法人日本心理学会, 2023) を読む

武藤 崇<sup>1</sup>

Takashi MUTO

今回は公開講座として、同志社大学実証に基づく心理・社会的トリートメント研究センター（通称 WEST）主催で、公益社団法人日本心理学会が作成した『心理学における多様性尊重のガイドライン (第1版)』(<https://psych.or.jp/wp-content/uploads/2023/03/Guidelines.pdf>)を「公開の読み合わせ」(解説)をしてみようという企画です。

最初に「なぜ、このガイドラインを取り上げるのか」という理由からお話しましょう。同志社大学では、数年前に「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」を発出しました(<https://doshisha-diversity.jp/declaration/>)。近年、他大学でも、ダイバーシティ(そしてインクルージョン)を推進しますという宣言を発出するところが増えていることから分かるように、ダイバーシティに関する意識改革やその推進が高等教育機関で多くなされるようになってきました。もちろん、当 WEST 研究センターも、同志社大学の一組織ですから、ダイバーシティ推進のためのアクションは求められています。そのような折、日本心理学会から、2023年(今年の)3月に『心理学における多様性尊重のガイドライン』が発出されました。そこで、このガイドラインを周知・解説する(もちろん、一つの解釈に過ぎませんが…)という企画を立案したわけです。まずは、このようなガイドラインを作

成してくださった日本心理学会および、その作成チーム(立命館大学総合心理学部の鈴木華子先生が代表)に感謝いたします。ありがとうございます。

それでは、早速、始めましょう。このガイドラインは「理念編」と「実践編」という2つのパートから構成されています。そして、この公開講座では、前者の「理念編」の方を主に取り上げます。というのも、おそらく多くの方は「理念編」の方をあまりお読みにならないと思うからです(笑)。実は、このガイドラインの作成チームも、そのような懸念をお持ちだったようで、目次の下に、以下のような「注意書き」が記載されています。

囲みのなかを端的に表現すると、「このガイドラインは『考え方』の指針を示すものに過ぎません」というメッセージです。別の言い方をすれば「多様性尊重の活動・行動に関するルール集ではありません」ということです。そして、特に推進したいのは「私たちひとりひとりが多様性について考える」ことであるとされています。そのため、このガイドラインで扱われている例は「多様性を考える上での一部であり一例である」ということが明示されています。そして、そのようなスタンスにした理由は、1) 多様性尊重のための配慮は「文脈依存」なものであるため、2) 文脈から切り離された行動を機械的に覚え込むようなことはせずに、3) 当該の状況にあわせて、その都度、最適化する努力

<sup>1</sup> 同志社大学心理学部 (Faculty of Psychology, Doshisha University)

- ・本ガイドラインは、心理学において多様性を尊重した活動の考え方の指針を示す。
- ・本ガイドラインは、多様な社会的属性や個人的特性を持つ人たちが差別されることなく、苦痛や不利益を被ることなく、安心して活動できるよう、私たちひとりひとりが多様性について考えることを推進することを目的としている。
- ・本ガイドラインで取り挙げている具体例は、多様性に関わる全てが網羅されているわけではなく、あくまで多様性を考える上での一部であり一例である。
- ・多様性尊重のための配慮は場面や文脈に応じて異なるため、ここでの事例が正しい行動規範であると画一的に判断せず、それぞれが置かれた状況に合わせた形で配慮を行うことが求められる。

をし続ける必要があるため、とされているのです。確かに、多様性に関する配慮は「呼称は『〇〇君（くん）』を使用せずに『〇〇さん』で統一しましょう」といった感じになりやすいですね。そういう意味では、「このガイドラインは、多様性尊重という考え方を示すものである！」と、冒頭に明示されたことは慧眼であると思います。この冒頭の「注意書き」をとってみても、このガイドラインがとても丁寧な作りになっていることがわかります。そして、さきほどお話ししたように、このガイドラインの構成は「理念編」と「実践編」から成り立っています。後半の実践編では、ジェンダーやLGBTQ+, 人種・民族・国籍、そしていくつかの障害について取り上げられています。さらに、それぞれについて、クイズ形式で、具体的な例が挙げられています。

それでは、具体的な中身について見ていきましょう。このガイドラインの「1. はじめに」は、もちろん、イントロダクションなのですが、とても重要な視点が記述されています。その視点とは、1) 従来の心理学研究は、特定の集団（男性・欧米・高学歴・先進国・富裕層・民主主義社会）を対象として研究を行ってきたこと、2) 1) によって無自覚・無意識の言動の中に多様性が十分に配慮されてない（ときには、偏見や差別を助長する）ことが散見されてきたこと、3) 2) であるため「人の社会的属性や個人的特性は画一的ではない」ということを理解・自覚

化し、異なる社会的属性、特性、アイデンティティなどを尊重しなければならないということが明確に述べられています。このように、従来の心理学研究や実践がはらんでいた問題について「正面から」向き合おうとするスタンスは、高く評価されるものではないかと思います。それを、日本心理学会が率先して示したことも、同様に重要なことではないでしょうか。

「2. 目的」は、先に述べた「注意書き」とほぼ同じ内容ですね。そのため、この部分についての解説は重複を避けるために省略します。つぎに「3. 利用範囲」も、同様に「注意書き」と重複する内容です。強いて、その差異について言えば、心理学の研究だけではなく、教育・臨床・実践なども、その範囲に含まれることが明示されていることでしょうか。また、このガイドラインの上位規程として「公益社団法人日本心理学会倫理規程」([https://psych.or.jp/publication/rinri\\_kitei/](https://psych.or.jp/publication/rinri_kitei/))が存在していることも述べられています。

そして、いよいよ「4. 理念編」となります。このパートは、4つから構成されていて、具体的には「4. 1. 多様性尊重の理念」、「4. 2. 多様性の配慮が必要な背景」、「4. 3. 心理学研究における一般理論と多様性の問題」、そして「4. 4. 多様性を尊重した活動のための留意点」となっています。

「4. 1. 多様性尊重の理念」は、箇条書きで5

点挙げられています。要約すれば、①多様性を認めるということは「社会が多様であること」の理解・自覚、そしてすべての人に人権があることの自覚が必須である、②人は、唯一無二の個別的な存在であり、その生存権と内在的な価値が尊重されなければならない、③多様性の配慮は文脈依存的なものである（それ故に、画一的にならないように注意すべき）、④自身が持っている特権、偏見、先入観を自覚化することに努めなければならない、⑤心理学研究や教育の成果は、公正に資源配分されねばならない、となるかと思います。ここで重要なことは「人権の尊重」と「自らがもつ無自覚な特権」ではないでしょうか。というのも、欧米と比べて日本では、この2つの権利についての自覚（あるいは無自覚）は低いものと言わざるを得ないからです。もちろん、私自身も、例外ではありません…。

「4.2. 多様性の配慮が必要な背景」は、「4.1. 多様性尊重の理念」を強調する理由について述べているところだと思います。具体的に、その理由とは、①社会はア・プリオリに（先験的に）多様である」という認識の低さが存在するため、②心理学に従事する者が「自らが特権集団の一員であるかもしれない」という認識の低さが存在するため、というものです。特に、日本における特権集団の例として「日本国籍をもつ男性」が挙げられていました。また、「少数だから（無視してもよい）」という自覚的な無配慮を「意図的な無知」と呼ばれることも紹介されていました。さらに、そのような無配慮による悪影響としては、（心理学的なトピックとして）マイノリティ・ストレス、スティグマ・偏見・差別、そして、それらを引き起こす社会的構造や環境（さらには、そのような構造・環境が引き起こす心身の不健康）が挙げられていました。私自身は「日本国籍をもつ男性」ですが、普段から常に、自らを「特権集団に属している」ことを自覚できているかと問われたら、自信を持って“YES”とは言うことができません。今後は、そのような「特権意識を自覚化することを含め

た」多様性を尊重する行動とは何か、そしてそれを維持するための応答的な環境設定（随伴性）をどのようにアレンジしていくか、について考えていく必要があると言えます。

「4.3. 心理学研究における一般理論と多様性の問題」は、心理学が「自然科学」の一分野であるとした場合に生じる問題であると言えます。特に、心理学における厳密な研究計画法やその統計的な分析方法の前提となる「一般性」（generality）への指向性がはらむ問題です。そのような指向性においては、マジョリティ（あるいは平均的なもの）から著しくはずれた存在は、「特異性」（specificity）を有するものとして切り捨てられてしまうことすらあるからです。このような議論は古くから存在してきました。しかし、今回の「多様性の尊重」というトピックで、その議論を捉え直した場合、新たな心理学の可能性（たとえば、心理学研究の再現性の低さへの対応など）が開かれることになるのかもしれない。

「4.4. 多様性を尊重した活動のための留意点」は、「4.3. 心理学研究における一般理論と多様性の問題」に対する解決策をいくつか提案しているところだろうと思います。ここで提案されていたのは、①心理学を援用した研究者や実践家がもつイデオロギーの悪影響について今まで以上に自覚的になる必要があること、②心理学を援用して問題解決する場合、その受益者に向けたアカウンタビリティを組み込むプロセスを必須とすること、③マイノリティとされる集団を治療対象あるいは障害と短絡的に捉えることを禁忌とし、WHOの「生活機能分類」（ICF）のように、より多次元的な視点による人間観を採用すること、という3点です。特に、上述の①については「コンバージョン・セラピー」（conversion therapy）の実施に対する反対声明が多くの国際的な学術団体から発出されていることから重要な視点であると言えます（たとえば、国際連合による反対声明（2020）は以下のURLから無料閲覧可能：<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/>

Issues/SexualOrientation/Conversion TherapyReport.pdf)。ちなみに、コンバージョン・セラピーとは、性的指向と性自認を（多くの場合、不本意に）変更する取り組み（sexual orientation and gender identity change efforts ; SOGICE）の通称名で、LGBTQ+の人たちを異性愛者かつ／またはシスジェンダーに「転換（convert）」させようとする科学的に信憑性の疑わしい実践のことです。その実践は、1970年代には「性的な逸脱行動」に対する行動変容として科学的な心理学的なアプローチとして、ごく一般的に研究・実践がなされていました。そのような心理学における「過ち」を直視して、そのような過ちを再び起こさないよう様々な取り組みが現在なされつつあります。また、従来の自然科学の認識論的な前提であった「論理実証主義」だけではなく、今後は「文脈主義」に基づいた心理学の発展も重要な方向性なのではないか、ということも述べられていました。そのような記述があったことは、個人的には、いささか驚きました。というのも、私自身の研究的なアプローチは「機能的文脈主義」（functional contextualism）に基づくものであるからです（武藤，2021；[https://doi.org/10.24456/jjba.35.2\\_144](https://doi.org/10.24456/jjba.35.2_144)）。

「実践編」は、さまざまなトピックについて、

①事例，②問題であると考えられる点，③考えられる改善策，④検討すべきポイントという構成になっています。また、本ガイドラインの最後に「ワークシート～実際に考えてみよう～」というページがあります。つまり、自分の身の回りに存在する多様性尊重に関するテーマを「文脈に即して、考え続ける」ということを促進するような工夫が施されています。本ガイドラインの作成チームのきめ細やかな配慮が非常に反映されているところだと思います。

以上のように、『心理学における多様性尊重のガイドライン（第1版）』の概要についてお話ししてきました。このような話をさせていただいた目的は、あくまで、このガイドラインの積極的な活用を促すことにあります。お聞きいただいた皆さんが、ご自身の所属先での研修や授業などで、本ガイドラインをご活用していただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

註）本講演録は、2023年7月10日からオンデマンド配信された公開講座（無料）「心理学における多様性尊重のためのガイドライン（日本心理学会，2023）を読む」（<https://rc-west-doshisha.jp/2023.html>）を加筆修正して作成されたものである。